

公告第2号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和8（2026）年10月27日

こおりやま広域観光協議会
会 長 椎根 健雄

第1 業務概要

- 1 業 務 名 こおりやま広域圏観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用e-book作成業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥4,127,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 この公告の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を受注し、履行完了した実績があるものであること。

第3 こおりやま広域圏観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用e-book作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

こおりやま広域観光協議会ウェブサイトからダウンロードすること。

URL <https://fukunaka-plus.com/>

なお、郵送による配布は行わないものとする。

第4 担当部局

こおりやま広域観光協議会 事務局

（郡山市文化スポーツ観光部観光政策課観光交流係）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2621

メールアドレス kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和8年11月11日（水） 16時30分まで（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階 郡山市文化スポーツ観光部観光政策課 観光交流係
- 3 提出書類 別紙募集要領のとおり
- 4 提出方法 持参又は郵送による。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 こおりやま広域圏観光パンフレット増刷・発送及びWEB掲載用e-book作成業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和8年10月27日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、こおりやま広域圏観光協議会ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された提案書類について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。（一括払）

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しない。また、必要に応じてヒアリングを実施する。

- 3 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 4 参加申込及び提案書類に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 5 提出書類は返却しない。
- 6 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、発注者は、提案内容の審査や本業務の公表等、発注者が必要と認める場合、提出書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- 7 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、参加申込者が負うものとする。
- 8 提出書類は、参加申込者に無断で本企画プロポーザル以外の目的では使用しない。
- 9 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び実施要領による。